

加古川市国民健康保険運営協議会公募委員の選考に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、加古川市国民健康保険運営協議会委員の任期満了に伴う委員の選任に際し、「附属機関等の設置及び運営に関する指針」(平成11年4月1日施行)に基づき、一部の選任に公募制を導入し、その選考に関して必要な事項を定めるものとする。

(公募する委員)

第2条 公募制の対象とする委員(以下「公募委員」という。)は、被保険者を代表する者とする。

(公募の方法)

第3条 公募にあたっては、各号に掲げる事項を記載した募集要項を定めるものとし、広報紙及び加古川市ホームページ等にその概要を掲載してこれを行うものとする。

- (1) 公募の趣旨
- (2) 協議会及び委員の役割
- (3) 募集人数及び任期
- (4) 応募資格
- (5) 応募方法及び期限
- (6) 選考方法及び結果発表
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他必要な事項

(応募資格)

第4条 公募委員候補者に応募することができる者は、募集要項で指定する日において次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 本市国民健康保険の被保険者の資格を有する者
- (2) 満18歳以上満72歳未満の者
- (3) 国若しくは地方公共団体の議員又は常勤職員でない者

(4) 他の附属機関等の委員となっていない者

(5) 国民健康保険料を滞納していない者

(応募方法)

第5条 応募者は、別に定める加古川市国民健康保険運営協議会公募委員申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入のうえ、提出するものとする。

2 応募者は前項に掲げる書類を、応募期間の末日までに指定する方法により提出しなければならない。

(選考委員会の設置)

第6条 公募委員候補者の選考を適正に行うため、国民健康保険運営協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第7条 選考委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は健康医療部長、副委員長は健康医療部次長をもって充てる。

3 委員長は、選考委員会を招集及び主宰する。

4 選考委員会は、必要があると認めるときは、他の者を臨時の委員とすることができる。

5 選考委員会の庶務は、国民健康保険課において処理する。

(選考の方法)

第8条 公募委員候補者の選考は、申込書記載事項により行うものとする。

2 前項の規定による選考にあたっては、別表2に定める評価項目及び採点基準により点数順位をつける方法により行うものとする。

(選考の決定)

第9条 選考委員会は、前条までの選考の結果、全選考委員の評価点数の合計（以下「総点数」という。）が最も高い者を第一順位者とし、以降総点数の高い順に公募委員候補者として決定するものとする。なお、点数が同じ場合、選考委員の協議により決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、優秀と認められる者を選考できなかった場合は、公募委員候補者を決定しないことができる。

(公募による選考ができなかったとき等の取扱い)

第 10 条 委員長は、応募者がなかったとき又は応募者が公募をする委員の人数に満たなかったとき、若しくは応募者があったが公募委員候補者の決定ができなかったときは、公募委員候補者の決定ができなかった人数について公募制によらず選任を行うことができる。

- 2 委員長は、選考委員会が決定した公募委員候補者が選任の日までの間において辞退を申し出たとき又は応募資格を失ったときは、総点数順位が次点の者を公募委員候補者とすることができる。

(応募者への通知等)

第 11 条 選考結果については、すべての応募者に文書により通知するものとする。

- 2 前項により通知する内容は、当該応募者に係る選考の可否とし、文書によりこれを行うものとする。

- 3 申込書は応募者に返却しないものとする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、加古川市国民健康保険運営協議会委員の公募に関し必要な事項は、健康医療部長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 11 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 10 日から施行する。

別表 1（第 7 条関係）

健康医療部長
健康医療部次長
国民健康保険課長

別表 2（第 8 条関係）

1 評価項目

1	国民健康保険についての一般的知識、見識及び理解度
2	加古川市国民健康保険についての関心
3	応募の動機（熱意、説得力等）
4	見識等の公平性

2 採点基準

1	大変優れている	5 点
2	優れている	4 点
3	普通	3 点
4	やや劣る	2 点
5	劣る	1 点